

下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道未整備区域において、井戸水を安心して安全な飲用水等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に要する水をいう。）として確保するための家庭用飲用井戸を整備する者に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道未整備区域 下関市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年条例第303号）第4条第1項の規定により定められた給水区域の区域外及び給水区域の区域内にあっても、配水管の布設が著しく困難で、配水管を布設するまでに相当の期間を要すると認められる区域をいう。
- (2) 配水管 下関市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が布設した水道管（寄附採納されたものを含む。）で当該水道管から分岐して給水装置を設置することができるものをいう。
- (3) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助対象となる者は、下関市に居住し、又は居住しようとする者のうち、個人又は共同利用により家庭用飲用井戸を新設しようとする代表者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 過去において、この要綱による補助を受けた者
- (2) 他人の土地に設置する場合において、当該土地の所有者の承諾が得られない者
- (3) 市税等を滞納している者

- (4) その他管理者が補助金を交付することが適当でないとする者
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、不測の事態により既設の井戸等が枯渇、汚染又は破損したことにより、飲用水等の確保が著しく困難となった者は、補助対象とすることができる。

(補助対象地域及び施設)

第4条 補助対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、水道未整備区域とする。

- 2 補助対象とする施設は、補助対象地域において、主たる自己の居住の用に供する住宅であって次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 別荘などの一時的な居住の用に供する住宅
- (2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物（住宅併用の場合は居住用とみなす。）

- (3) 賃貸住宅

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとし、本条第1号は必ず補助対象経費に含むものとする。

- (1) 地下水を取水するために要する井戸掘削（本体）工事費（ボーリング工事、素掘り工事、打抜き工事等による井戸施工及び附帯設備を含む。）
- (2) 揚水のための設備（ポンプ設置等）工事費
- (3) 井戸から取水した水を宅内に引き込むための設備（井戸水配管等）工事費（屋内配管は除く。）
- (4) 飲用井戸新設時の水質検査費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

- 2 共同利用の施設にあっても、前項の規定によるものとする。
- 3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じ

たときは、これを切り捨てるものとする。

- 4 管理者は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、飲用井戸設置工事に着手する前に下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 井戸設置予定場所の位置図

(2) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿(様式第2号。共同利用の場合に限る。)

(3) 土地使用承諾書(様式第3号。共同利用の場合又は他人の土地に設置する場合に限る。)

(4) 設計図面(平面図)

(5) 第5条に規定する補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

(6) 市税の滞納がないことを証する書類(当該申請の日前3月以内に発行されたものに限る。)

(7) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 管理者は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。

- 2 前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第9条 管理者は、補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 管理者は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

2 管理者は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関市家庭用飲用井戸設置補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

（事業の推進）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、適切に事業を推進しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 補助対象者は、第10条の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付申請取下書（様式第6号）により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助対象事業の変更に係る承認の申請等）

第13条 補助対象者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ下関市家庭用飲用井戸設置補助金変更承認申請書（様式第7号。以下「変更承認申請書」という。）を管理者に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、管理者が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査することとする。

3 管理者は、前項の規定による審査により、当該交付申請の内容の変更を承認したときは、下関市家庭用飲用井戸設置補助金変更承認通知書（様式第8号）により当該変更の承認の申請をした補助対象者に通知するものとする。

4 管理者は、第2項の規定による審査により必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 前項の場合においては、第10条の規定を準用する。

(実績報告)

第14条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えた下関市家庭用飲用井戸設置補助金実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)を管理者に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 補助事業に係る請求書(経費の内訳記載のあるもの)及び領収書の写し

(3) 水質検査項目の結果を備えた写し(水質基準に関する省令「平成15年厚生労働省令第101号」の表に掲げる全項目)

(4) 工事写真(着工前、工事中、完成)

(5) 竣工図面(平面図)

(6) 実績報告書を提出する日の前3月以内に発行された補助対象者の住民票の写し(下関市に居住していることが分かるもの)

(7) その他管理者が必要と認める書類

2 補助対象者から提出のあった書類は、返還しない。

(補助金の額の確定)

第15条 管理者は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。

2 前項の審査の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付確定書(様式第10号)で補助金の額を通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 管理者は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しな

いと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助対象者に対して指示することができる。

2 前項の規定により行った是正措置の報告については、第14条の規定を準用する。

(補助金の交付請求)

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市家庭用飲用井戸設置補助金請求書(様式第11号)を管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第18条 管理者は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 補助対象者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(管理者が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第20条 管理者は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は管理者の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他管理者が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

き。

- 2 管理者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(調査等)

第21条 管理者は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他関係書類について調査をすることができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

下関市上下水道事業管理者 様

〒

住 所

氏 名 （署名又は記名押印）

電 話

下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付申請書

下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 事業の場所 下関市
- 2 着手予定日 年 月 日
- 3 完了予定日 年 月 日
- 4 事業費 円
- 5 補助金交付申請額 円（千円未満切捨て）
- 6 事業概要
- 7 添付書類
 - (1) 井戸設置予定場所の位置図
 - (2) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿（様式第 2 号。共同利用の場合に限る。）
 - (3) 土地使用承諾書（様式第 3 号。共同利用の場合又は他人の土地に設置する場合に限る。）
 - (4) 設計図面（平面図）
 - (5) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
 - (6) 市税の滞納がないことを証する書類（当該申請の日前 3 月以内に発行されたものに限る。）
 - (7) その他管理者が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

下関市上下水道事業管理者 様

代表者

住 所

ふり がな
氏 名（署名又は記名押印）

代表者選任届兼誓約書

下関市家庭用飲用井戸設置補助金にかかる一切の権限を上記代表者に委任したので届け出ます。また、下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付要綱により下関市の補助金を受けて実施する事業について、将来において問題が生じた場合は、補助対象者（単独又は共同利用により施設を設置する代表者）の責任において解決することを誓約します。

共同利用者

住 所

ふり がな
氏 名（署名又は記名押印）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

下関市上下水道事業管理者 様

使用者

住 所

ふりがな
氏 名（署名又は記名押印）

土 地 使 用 承 諾 書

土地の所在	
土地の面積	
使用目的	
使用期間	
その他	

私の所有する土地を上記のとおり使用することを承諾します。

年 月 日

土地所有者

住 所

ふりがな
氏 名（署名又は記名押印）

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市上下水道事業管理者 印

下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった下関市家庭用飲用井戸設置補助金について、下記のとおり決定したので下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 補助金の額 円

2 条件

3 実績報告書

補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、下関市家庭用飲用井戸設置補助金実績報告書(様式第9号)により実績を報告してください。

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市上下水道事業管理者 印

下関市家庭用飲用井戸設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市家庭用飲用井戸設置補助金について、下記のとおり交付しないことに決定したので、下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

○不交付とした理由

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

下関市上下水道事業管理者 様

住 所

氏 名 （署名又は記名押印）

電 話

下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号により下関市家庭用飲用井戸設置補助金の交付決定を受けましたが、下記のとおりその交付の申請を取り下げます。

記

○交付申請の取下げ理由

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

下関市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名 （署名又は記名押印）

電 話

下関市家庭用飲用井戸設置補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた下関市家庭用飲用井戸設置補助金について、下記のとおり補助対象事業の内容を変更したいので、下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市上下水道事業管理者 印

下関市家庭用飲用井戸設置補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市家庭用飲用井戸設置補助金変更承認申請書については、次のとおり変更を承認することに決定しましたので通知します。

記

○変更の内容

変更前	変更後

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

下関市上下水道事業管理者 様

住 所

氏 名 （署名又は記名押印）

電 話

下関市家庭用飲用井戸設置補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた
下関市家庭用飲用井戸設置補助金について、事業が完了しましたの
で、下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付要綱第14条の規定によ
り報告します。

記

○補助金交付額 円

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業に係る請求書（経費の内訳記載のあるもの）及び領収書の写し
- (3) 水質検査項目の結果を備えた写し（水質基準に関する省令「平成15年厚生労働省令第101号」の表に掲げる全項目）
- (4) 工事写真（着工前、工事中、完成）
- (5) 竣工図面（平面図）
- (6) 実績報告書を提出する日の前3月以内に発行された補助対象者の住民票の写し（下関市に居住していることが分かるもの）
- (7) その他管理者が必要と認める書類

様式第10号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市上下水道事業管理者 印

下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付確定書

年 月 日付けで実績報告のあった下関市家庭用飲用井戸設置補助金の交付について、下記のとおり交付することに確定したので、下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

1 補助金交付額 円

2 交付の請求

下関市家庭用飲用井戸設置補助金請求書（様式第11号）を速やかに提出してください。

様式第 1 1 号 (第 1 7 条関係)

年 月 日

下関市上下水道事業管理者 様

請求者 住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

電 話

下関市家庭用飲用井戸設置補助金請求書

下関市家庭用飲用井戸設置補助金交付要綱第 1 7 条の規定により、
下記のとおり下関市家庭用飲用井戸設置補助金を請求します。

記

請求金額	金 円							
口座名義 (振込先の口座情報を記入してください。)								
振込先	銀行・信金				支店・支所			
	農協・信組				出張所			
フリガナ								
口座名義								
口座番号	普通 当座							